

萩市成年後見制度利用促進基本計画

計画期間：令和4年度～令和8年度



萩 市

令和4年3月

目 次

はじめに・・・成年後見制度とは	1
第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と目的	5
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間	8
第2章 本市における成年後見制度を取り巻く現状と課題	
1 高齢者の現状	9
2 障がい者の現状	14
3 成年後見制度の利用者数	15
4 成年後見制度利用促進に関する取組状況	17
5 成年後見制度を取り巻く課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本方針	24
2 基本目標	26
第4章 基本目標実現に向けた具体的取組	
1 成年後見制度の利用促進と適正な運用	28
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	29
3 利用者がメリットを実感できる制度の運用	31
第5章 計画の点検・評価	33
主な用語解説	34

はじめに・・・成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立て手続きにより、本人の財産管理や身の回りの世話のために介護等のサービスや施設への入所に関する契約締結のほか、遺産の分割協議等を行う場合に本人を支援する人を選任する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、本人の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」に分かれています。家庭裁判所によって選任された成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）が、本人の利益を考えながら、代理権等（本人を代理して契約などの法律行為をする等）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとに、本人を代理して契約等を行うことにより、本人の意思を尊重した適切な保護や支援をすることが可能となります。

成年後見制度の基本理念

●ノーマライゼーション

すべての人が等しく、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

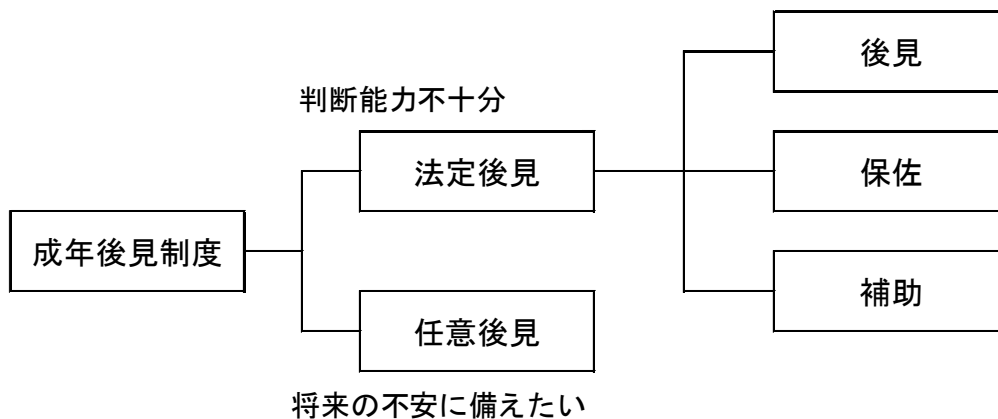
●自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年後見制度を利用している人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その人の自発的意思が尊重されるべきこと。

●身上の保護の重視

成年後見制度を必要とする人が不利益を被らないよう、財産保護・管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

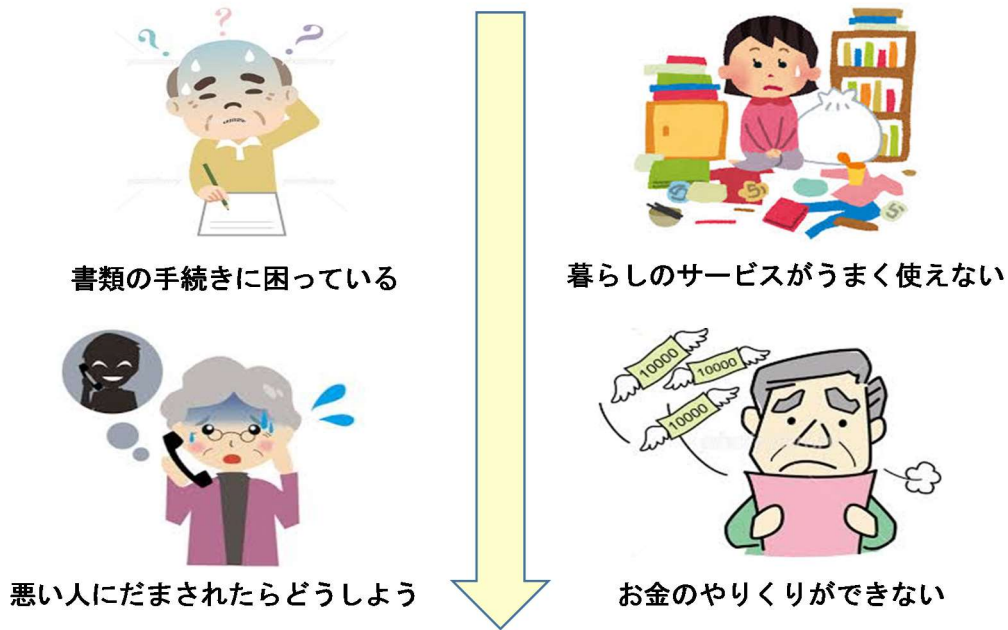
成年後見制度の種類



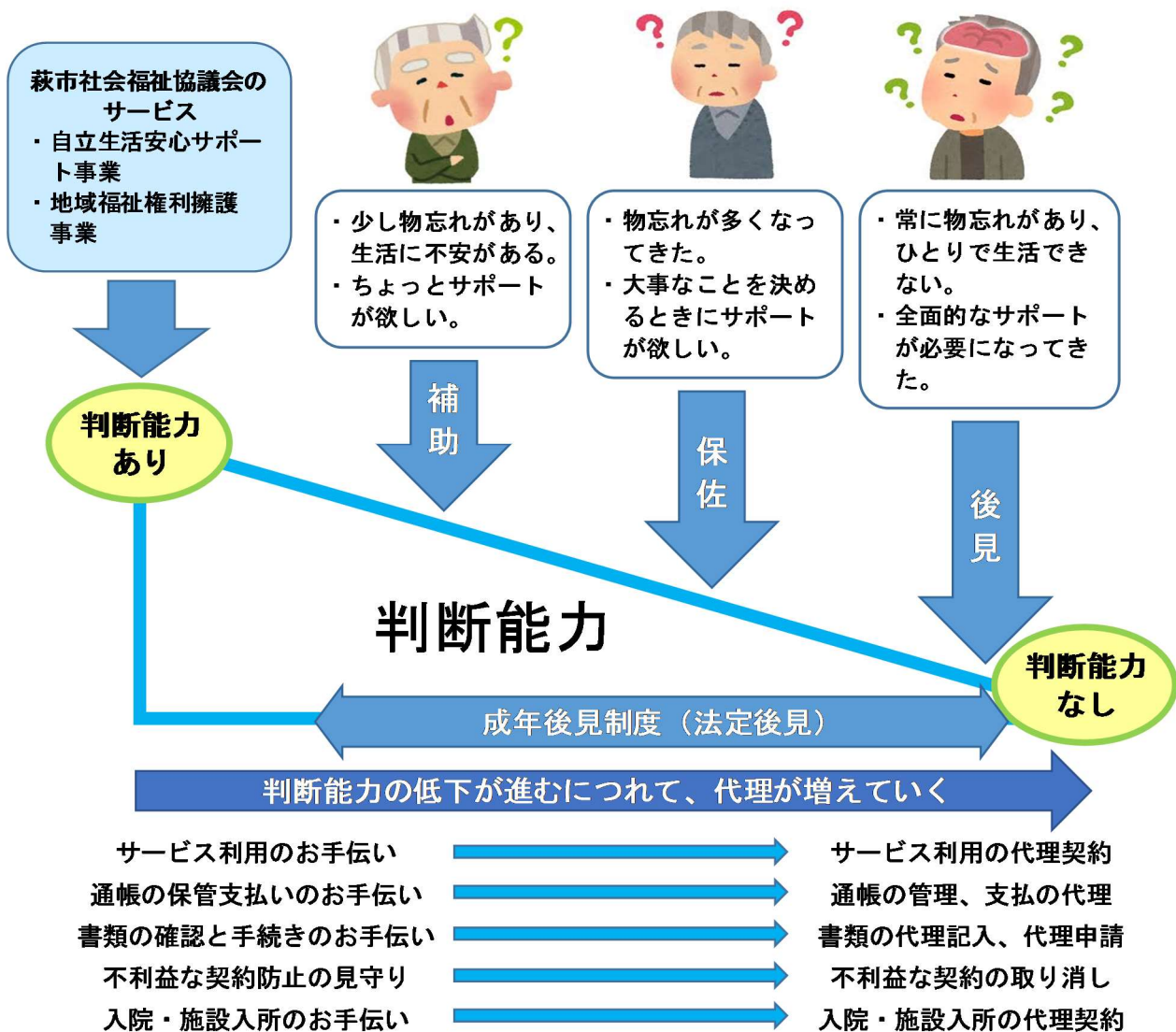
区分	対象となる方	援助者	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		

出典：裁判所ホームページ

暮らしの中の困りごと・心配ごと



社会福祉協議会のサービスや成年後見制度の利用ができます



成年後見制度（補助・保佐・後見）の利用

●申立て

- ・申立ては家庭裁判所に行います。
- ・申立てに必要な書類作成は、弁護士や司法書士の専門職に依頼することができます。（別途費用がかかります。）
- ・申立人が自分で書類を作成することもできます。この場合は、申立て費用として診断書・印紙・切手代等がかかります。
- ・萩市権利擁護支援センターでは、申立て書類作成の支援を行っています。

●審理・審判

- ・裁判所によって本人面談や申立人面談が行われる場合があります。（必要に応じて萩市権利擁護支援センター職員が立ち会います。）
- ・裁判所が医師に鑑定を依頼する場合があります、その場合は鑑定費用がかかります。

●審判の確定

裁判所から審判があり、審判が確定すると支援が開始されます。



問い合わせ先 : 萩市権利擁護支援センター（電話：0838-26-4680）

成年後見制度利用中に亡くなられた場合

- ・相続財産は、後見人等から相続人へ引き継ぎます。
- ・後見人等は、死後のことについて、裁判所や相続人と相談しながら行うことがあります。

社会福祉協議会の自立生活安心サポート事業・地域福祉権利擁護事業の利用

●利用者本人と社会福祉協議会が契約を結び援助を開始します。

契約の際は利用者本人が契約内容に同意し理解等をしているか確認します。

●主なサービス内容

- (1) 福祉サービス利用援助
福祉サービス利用の手続きについてお手伝いをいたします。
- (2) 日常生活上の手続き援助
日常生活に必要な事務手続きについてお手伝いをいたします。
- (3) 日常的金銭管理
日常生活に必要な金銭の管理についてお手伝いをいたします。
- (4) 書類等預かりサービス
ご自身で保管することが不安な場合に大切な書類をお預かりします。

問い合わせ先 : 萩市社会福祉協議会（電話：0838-22-2289）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、高齢福祉サービスの利用が措置から契約へと変わった平成12年の介護保険制度の導入とともに始まりました。

20年が経過しましたが、近年は、少子高齢化が進み、認知症や障がいがあることにより、日常生活や財産の管理等に支障がある人を社会全体で支え合うことが課題となっています。成年後見制度はセーフティネットとして、課題解決の重要な手段の一つですが、まだ十分に利用されていない現状があります。

これまでの成年後見制度の運用では、財産管理の面に重きが置かれ、身上保護等の福祉的な視点が乏しいなど、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多くあると指摘されています。

こうしたことから、平成28年5月13日、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念等を定めるとともに、基本理念を具体化するための基本方針を定め、これに基づく施策を実施するために、国及び地方公共団体が講ずべき措置を定めたものです。

さらに、平成29年3月には、成年後見制度利用促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が策定され、基本的な考え方や目標等とともに、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策が示されています。

一方、市町村は、令和3年度末までに国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このことから、本市では、「萩市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本市基本計画」という。）を策定し、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、これを総合的かつ計画的に推進します。

国の成年後見制度利用促進基本計画について

●成年後見制度利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成 29 年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。

第一期計画：平成 29 年度～令和 3 年度

●施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

●全市区町村を対象とした KPI（重要業績評価指標）

- ① 市町村計画の策定
 - ② 中核機関の整備
 - ③ 協議会等の合議体を設置
- } 地域連携ネットワークの体制づくり

第二期計画（最終とりまとめ案）：令和 4 年度～令和 8 年度

●施策の目標

- ① 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

●全市区町村を対象とした KPI（重要業績評価指標）

- ① 任意後見制度の利用促進（周知・広報）
- ② 成年後見制度利用支援事業の推進
- ③ 市町村計画の策定・見直し
- ④ 地域連携ネットワークづくり（制度や相談窓口の周知、中核機関の整備とコーディネート機能の強化）

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条（市町村の講ずる措置）第1項に規定される「市町村計画」に位置づけられるものであり、本市における成年後見制度の利用促進等、権利擁護支援の推進・充実に向けた考え方や目標を定め、取り組むべき施策と方向性を示す計画です。

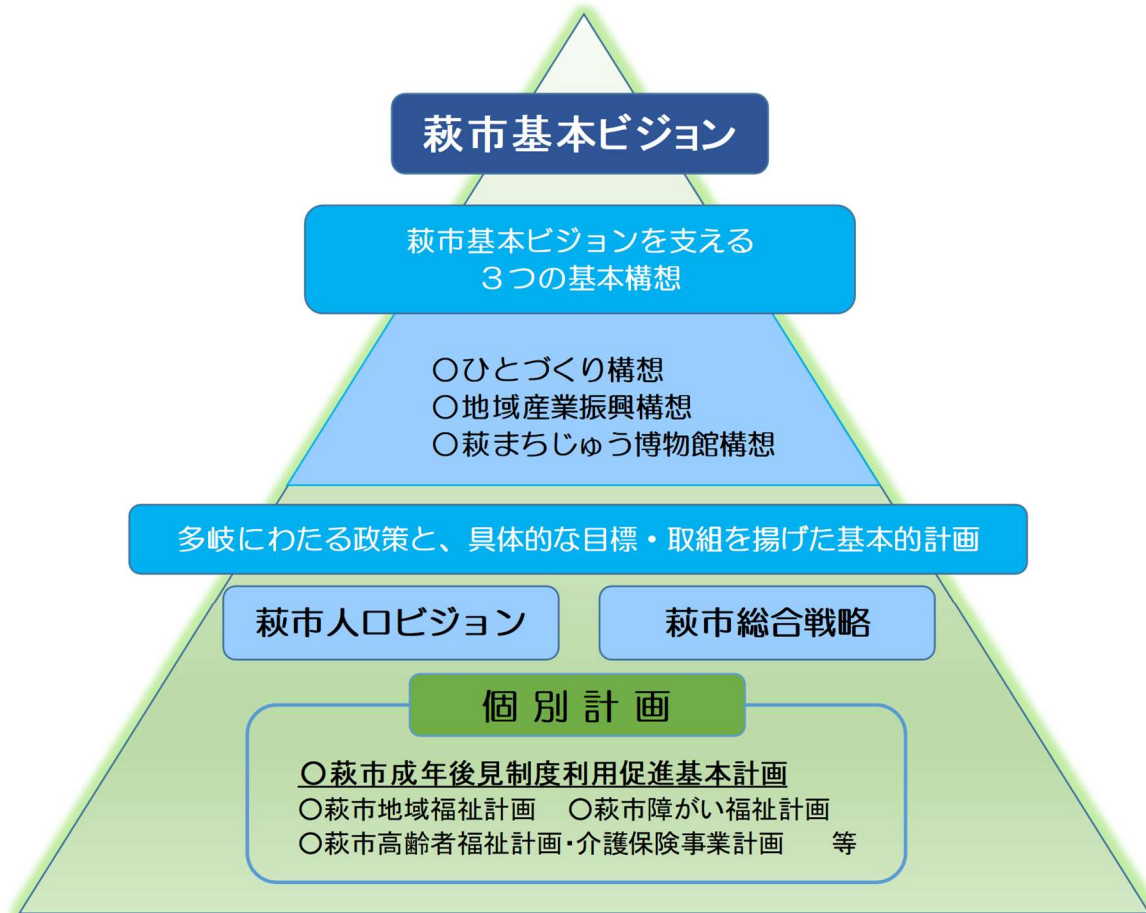
「萩市基本ビジョン」の基本方針のひとつである「だれもが生きいきと暮らせるまち」の実現を目指すとともに、「第4次萩市健康福祉計画」の基本理念及び萩市地域福祉計画等の関連計画における施策の方向性も踏まえ、策定したものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他のほかの必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■萩市基本ビジョン及び関連計画と萩市成年後見制度利用促進基本計画との関係■



3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、法制度の改正等があった場合は、適宜見直しを行います。

■ 計 画 期 間 ■

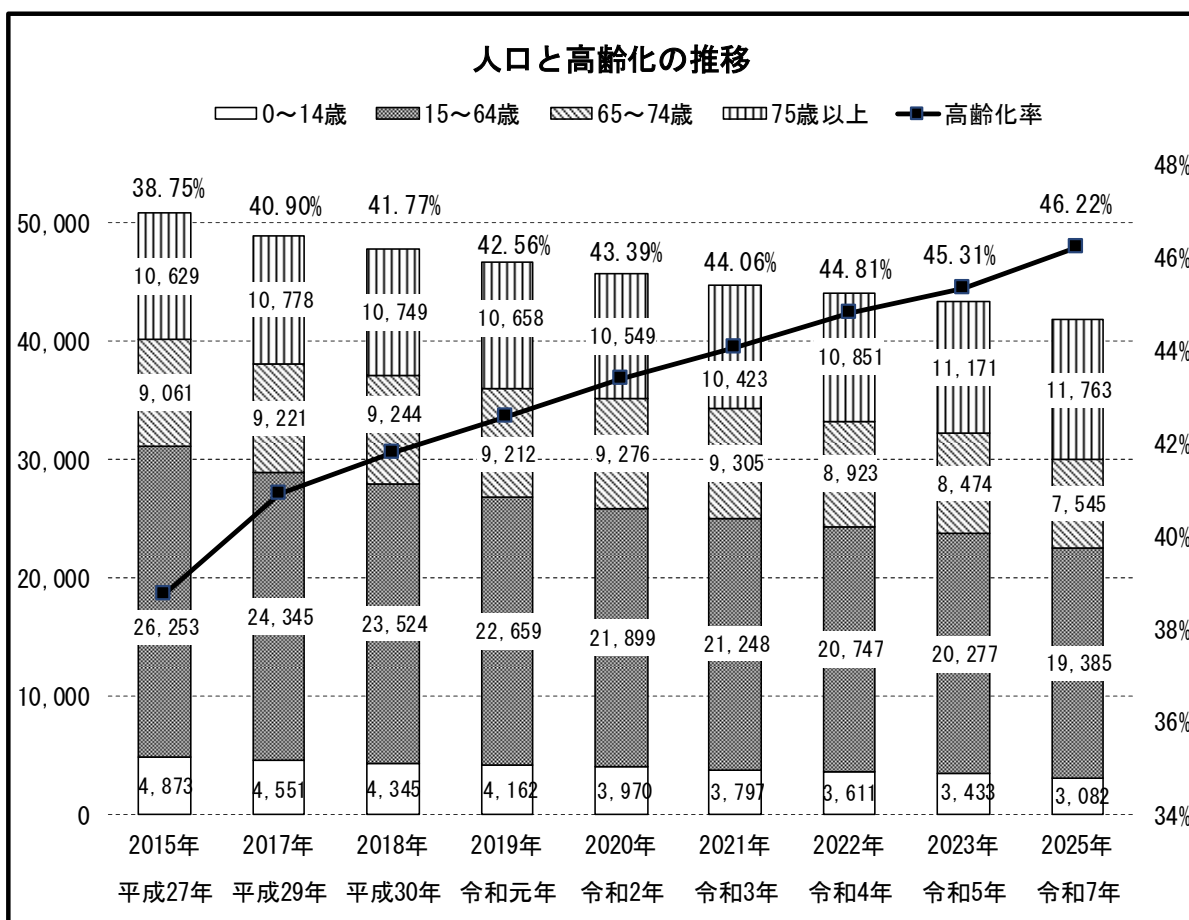
年度 計画名	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
萩市基本ビジョン	10年（2018～2027）							
萩市成年後見制度 利用促進基本計画		第1期：5年						
【国】 成年後見制度 利用促進基本計画	第1期	第2期：5年						
萩市健康福祉計画		第4次：6年						
地域福祉計画		第6次：6年						
障がい福祉計画		第5期：3年		第6期：3年				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第8期：3年		第9期：3年				

第2章 本市における成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 人口と高齢化の推移

全国的に人口減少が続く中、本市においても総人口が減少しており、高齢者についても、今後、65歳以上の高齢者総数はわずかに減少する見込みです。一方で、75歳以上は増加する見込みであり、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）には、本市の高齢化率は46%を超えると思われま。



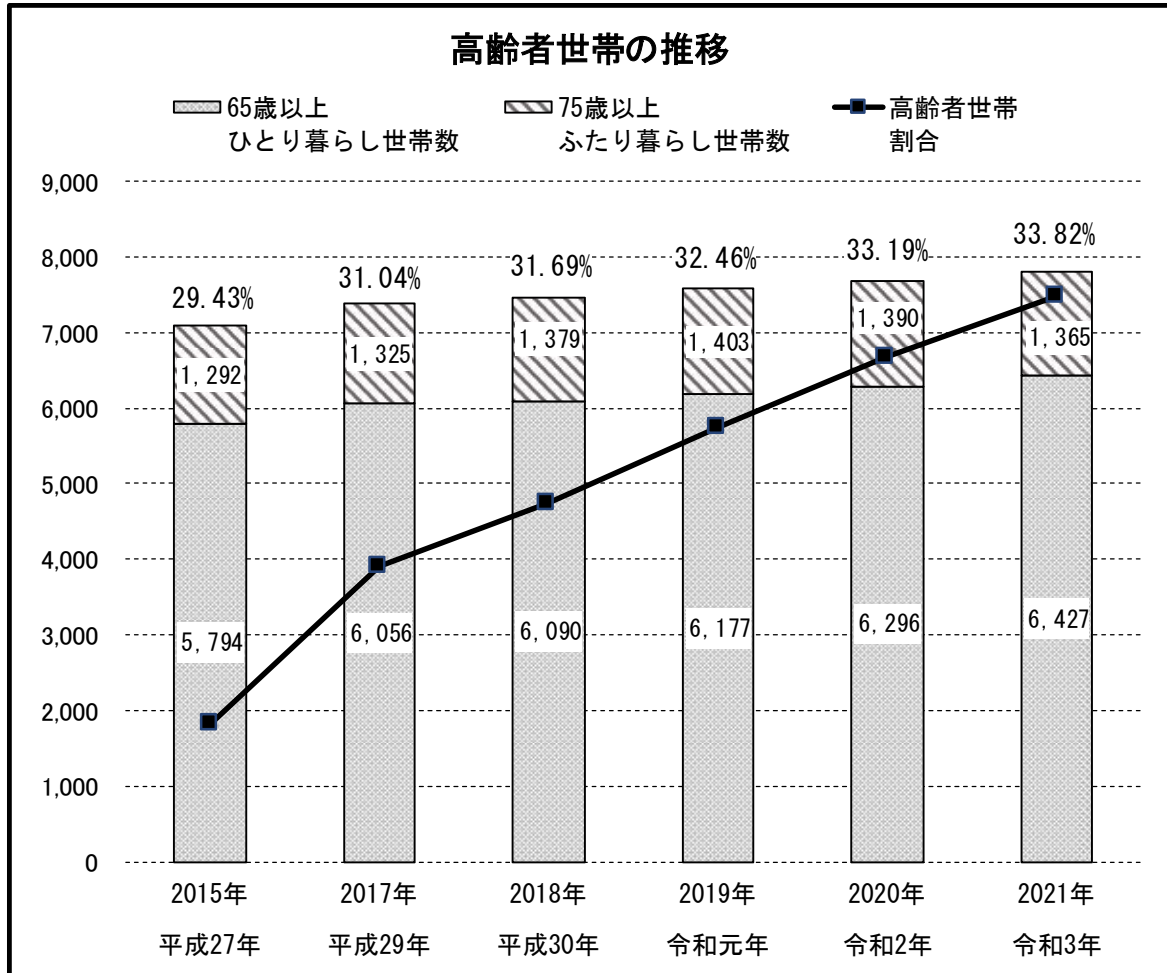
(単位: 人)

	平成27年 2015年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和7年 2025年
0~14歳	4,873	4,551	4,345	4,162	3,970	3,797	3,611	3,433	3,082
15~64歳	26,253	24,345	23,524	22,659	21,899	21,248	20,747	20,277	19,385
65~74歳	9,061	9,221	9,244	9,212	9,276	9,305	8,923	8,474	7,545
75歳以上	10,629	10,778	10,749	10,658	10,549	10,423	10,851	11,171	11,763
合計	50,816	48,895	47,862	46,691	45,694	44,773	44,132	43,355	41,775
65歳以上	19,690	19,999	19,993	19,870	19,825	19,728	19,774	19,645	19,308
高齢化率	38.75%	40.90%	41.77%	42.56%	43.39%	44.06%	44.81%	45.31%	46.22%

人口は各年9月末現在。令和4年以降は推計値：住民基本台帳

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者のひとり暮らし世帯、75歳以上のふたり暮らしの世帯が増加しており、総世帯数に占める割合は30%を超えています。



	平成27年 2015年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年
65歳以上 ひとり暮らし世帯数	5,794	6,056	6,090	6,177	6,296	6,427
75歳以上 ふたり暮らし世帯数	1,292	1,325	1,379	1,403	1,390	1,365
高齢者世帯 合計	7,086	7,381	7,469	7,580	7,686	7,792
総世帯数	24,079	23,782	23,570	23,349	23,158	23,040
高齢者世帯 割合	29.43%	31.04%	31.69%	32.46%	33.19%	33.82%

世帯数は各年9月末現在数値：住民基本台帳

(3) 要支援・要介護認定者と認知症高齢者の状況

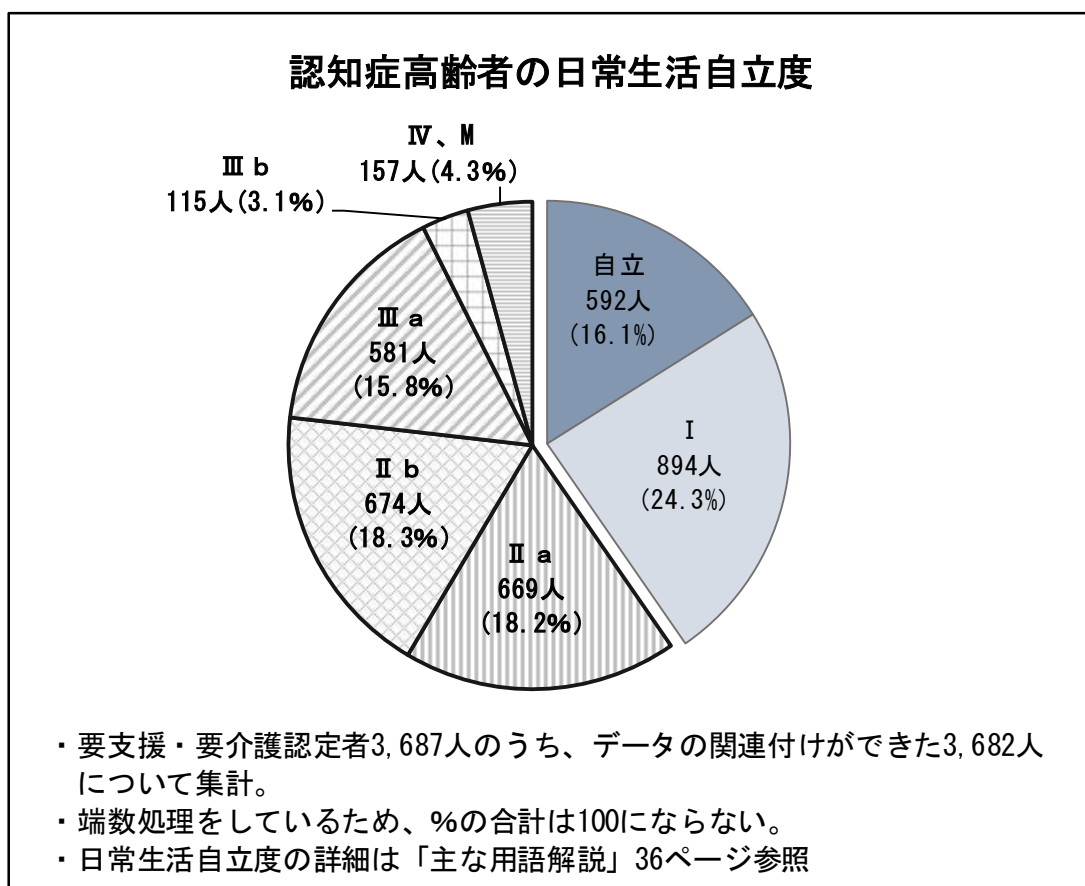
要支援・要介護認定者は、平成30年から減少が続いていますが、令和5年からはわずかに増加していく見込みです。高齢者人口は減少する一方、要介護認定者数は微増することから、何らかの支援を必要とする人も増加することが見込まれます。

(単位：人)

	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和7年 2025年
認定者総数	3,921	3,793	3,792	3,782	3,779	3,795	3,807
要支援者	951	1,004	1,021	1,020	1,016	1,017	1,013
要介護者	2,970	2,789	2,771	2,762	2,763	2,778	2,794

令和3年以降は推計値：萩市健康福祉計画

認知症高齢者の日常生活自立度については、Ⅱa以上で何らかの認知機能の低下があるとされており、要支援・要介護認定を受けた人では、約6割がⅡa以上となっています。



資料提供：高齢者支援課

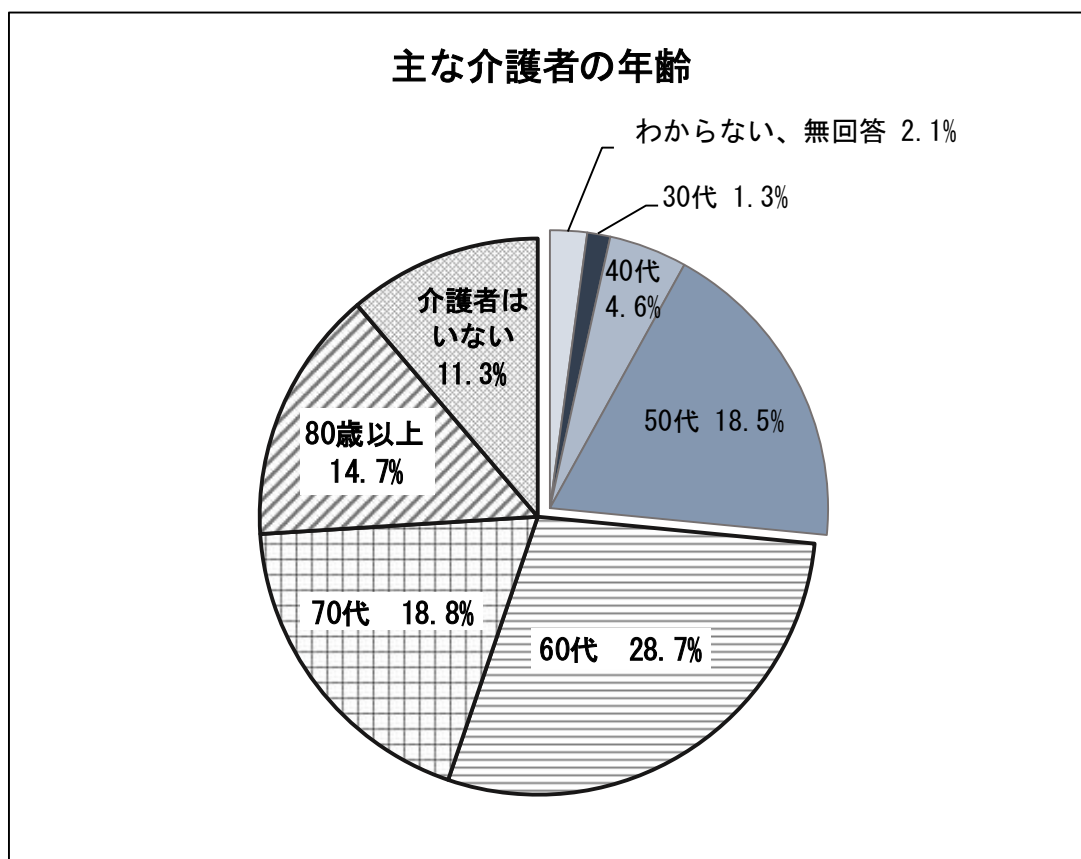
(4) アンケート調査の状況

第8期介護保険事業計画を策定する際に、令和元年度から2年度にかけて、「在宅介護実態調査」を行いました。

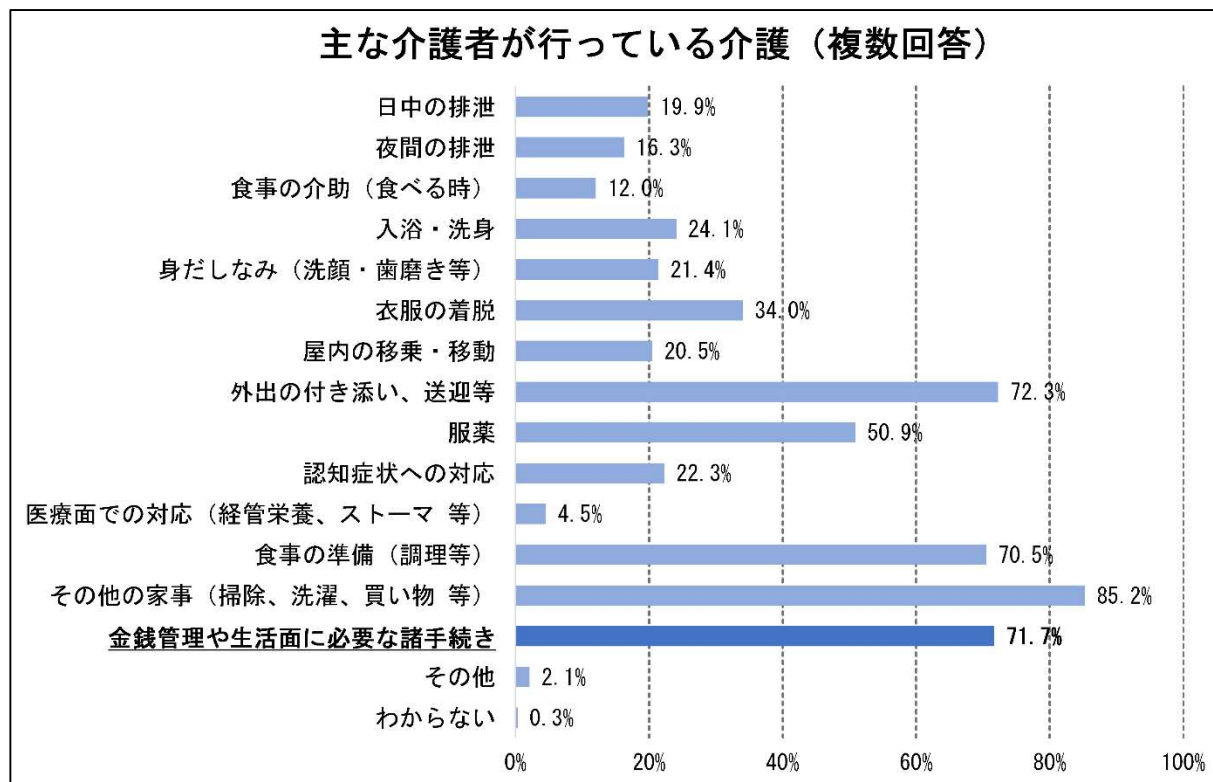
対象者 : 要支援・要介護認定の更新・区分変更申請を行った人のうち、
居宅にお住まいの人

調査件数 : 393件（認定データとの関連付けができた有効回答数は373件）

主な介護者の年齢を見ると、60代以上が多くなっています。また、「介護者がいない」とする回答も1割を超えています。



金銭管理や生活面に必要な諸手続きを行っている介護者は、7割を超えています。



2 障がい者の現状

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にありますが、65歳以上が8割で、高齢化が進んでいます。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者については、いずれも増加傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の年齢別推移

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳 所持者	18歳未満	28	27	23	23
	18～64歳	591	548	530	512
	65歳以上	2,271	2,236	2,222	2,185
	計	2,890	2,811	2,775	2,720
療育手帳所持者	18歳未満	65	65	67	62
	18～64歳	392	393	390	400
	65歳以上	84	92	104	108
	計	541	550	561	570
精神障害者保健 福祉手帳所持者	18歳未満	7	11	11	11
	18～64歳	368	387	390	407
	65歳以上	146	163	168	171
	計	521	561	569	589

各年4月1日現在。資料提供：福祉支援課

3 成年後見制度の利用者数

本市の成年後見制度の利用者のほとんどが後見類型で、保佐、補助類型、任意後見は少なく、全国、山口県の傾向も同様です。

年代別では、50代から利用者が増えはじめ、比較的若い年代でも成年後見制度を利用している人がいることが分かります。

弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職の受任が多く、親族後見人は少ない状況です。

本市の成年後見制度利用者

(類型別)

(単位：人)

	法定後見				任意後見
	後見	保佐	補助	合計	
全国	174,680	42,569	12,383	229,632	2,655
山口県	2,299	383	104	2,786	31
萩市	78	19	1	98	1

全国：令和2年12月末日 山口県・萩市：令和3年6月27日

出典：最高裁判所事務総局家庭局・山口家庭裁判所資料

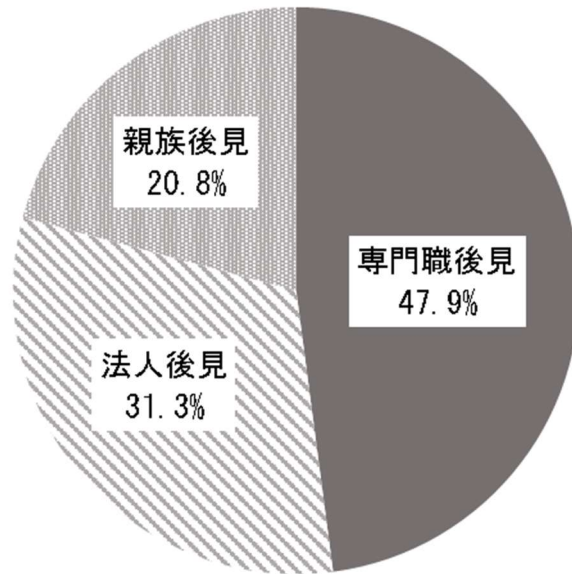
(年代別)

(単位：人)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
令和2年6月27日	1	6	6	11	16	18	12	8	78
令和3年6月27日	1	7	6	15	15	22	20	13	99

出典：山口家庭裁判所資料

(受任者別割合)



令和3年6月30日現在
資料提供：山口家庭裁判所萩支部

4 成年後見制度利用促進に関する取組状況

(1) 萩市成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利や財産を守るため、成年後見等の申立てを行う親族がいない人については、市で後見開始の審判等の申立て手続きを行っています。

また、成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが経済的に難しい場合には、申立て費用や後見人等への報酬を助成しています。

必要に応じて、事業内容を見直し、成年後見制度がセーフティネットとして機能し、必要な人が適切に利用できるよう取り組んでいます。

市長申立て件数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3	7	12

(2) 萩市権利擁護支援センター

今後、高齢化がますます進行することを踏まえ、権利擁護支援の体制整備のひとつとして、令和元年7月に「萩市権利擁護支援センター」を開設しました。

認知症カフェ等の通いの場や民生委員・児童委員の連絡会等で出前講座や研修会を実施し、制度の周知・普及啓発を行うとともに、市民や関係機関等からの相談に対応しています。

相談件数は増加しており、成年後見制度の利用に関するだけでなく、相続や負債の整理など財産に関することや高齢者・障がい者虐待に対する権利擁護支援など、相談内容は多岐にわたっています。制度の説明及び手続き等の支援を行いながら、相談内容に応じて、関係機関等と連携を図り、実態把握のための訪問、ケース会議等の調整を行っています。

萩市権利擁護支援センターを、本市における成年後見制度利用促進の「中核機関」と位置づけ、本市基本計画の策定及び今後の進捗管理を担うとともに、地域連携ネットワークのコーディネートの役割を果たすため、機能強化を図っています。

中核機関とは

○成年後見制度の利用が必要な人やその後見人等に対して、専門職による専門的助言が得られる機会を確保し、成年後見制度利用促進協議会の事務局となるなど、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のこと。

○中核機関の役割

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

出典：厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項（最終とりまとめ）

萩市権利擁護支援センターの相談対応実績

（相談のべ件数）

令和元年度	令和2年度
791	919

（相談実件数：内容別）

内 容	令和元年度	令和2年度
成年後見制度市長申立ての相談	16	16
成年後見制度親族申立ての相談	11	18
成年後見制度本人申立ての相談	8	5
任意後見制度の相談	3	4
任意代理契約の相談	0	4
その他権利擁護策の相談	20	30
実件数 合計	58	77

(3) 萩市成年後見制度利用促進協議会

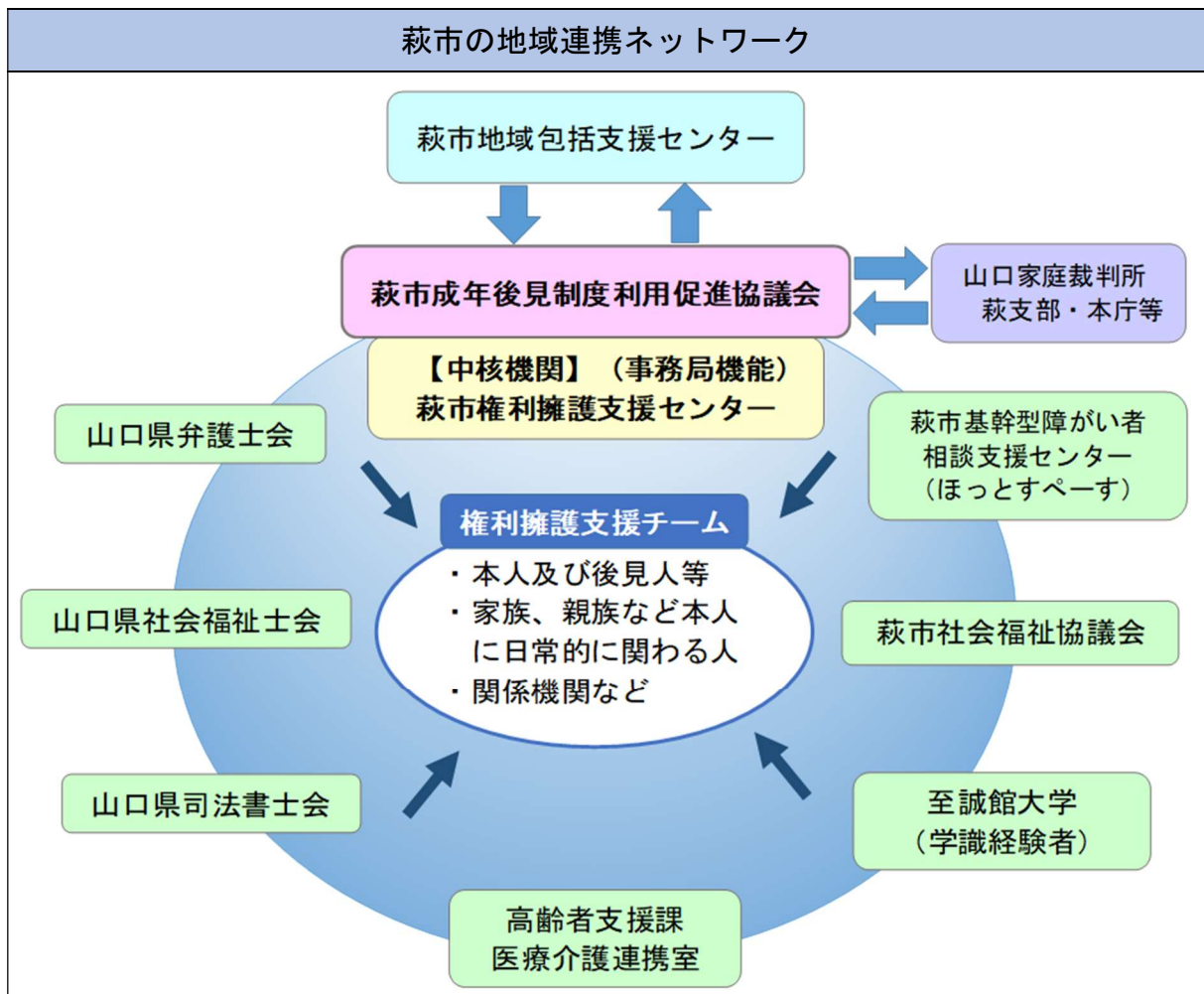
成年後見制度利用促進法には、地方公共団体の責務として、成年後見制度の利用促進について、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し、実施することが規定されています。

また、国の基本計画では、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」のひとつとして、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を挙げています。

身近な親族や民生委員、近隣の知人、介護・障がいのサービス事業者等、本人の支援に日常的に携わる関係者に後見人等が加わり、「権利擁護支援チーム」（以下「チーム」という。）となって本人を見守り、そのチームを福祉・法律の専門職が連携して支援する仕組みづくりが必要となっています。

本市では、萩市権利擁護支援センターが、成年後見制度の利用が必要な人の相談支援や家庭裁判所との連携等を行うとともに、専門職団体（山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口県社会福祉士会等）や関係機関と地域連携ネットワークを構築し、これを強化するため、令和2年7月に「萩市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置しました。この協議会では、主に市長申立てのケースについて、専門職及び関係機関で、法律的、司法的、福祉的な視点から検討を行い、チームに対する支援を行っています。

また、本市基本計画の策定や推進について、必要な検討・審議を行います。



○「協議会」とは・・・

成年後見等開始の前後を問わず、また、成年後見制度を利用しない場合であっても、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組みです。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場となります。

5 成年後見制度を取り巻く課題

本市の高齢者、知的障がい者・精神障がい者の状況、成年後見制度の利用状況及び本市における成年後見制度利用促進の取組から見えてくる主な課題は、次のとおりです。

課題1 成年後見制度を十分に活用できるようにする必要がある

国においては、「福祉による権利擁護支援や成年後見制度利用による支援が必要な可能性がある」とされる人数に対して、成年後見制度利用者の割合は5.5%にとどまっており、成年後見制度の利用が必要と想定される人数と実際に利用している人数との乖離が指摘されています。

本市においても同様で、「福祉による権利擁護支援や成年後見制度利用による支援が必要な可能性がある」とされる人数に対し、成年後見制度利用者は99人、3.9%となっています。

また、萩市社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の利用者は109人であり、これを加えても、成年後見制度を含めた権利擁護支援の制度の利用者は208人、8.1%となっています。このことから、制度の利用が必要な人が潜在化していることも考えられます。

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に実施した在宅介護実態調査では、老老介護の実態が見てとれ、多くの介護者が本人に代わり、金銭管理や生活面に必要な諸手続きを行っていました。介護者による介護や金銭管理等が見込めない状況になった場合や、認知症や障がいにより判断能力が不十分となった場合には、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の制度を活用することで、本人の権利や財産を守ることができることを市民に周知するとともに、権利擁護が必要な人を把握し、成年後見制度をはじめとした適切な支援につなげる必要があります。

全国 (令和2年)	「支援が必要な可能性 がある」人数	成年後見制度利用者数 (%)
認知症高齢者数(推計)	4,212,197	232,287 (5.5%)
療育手帳A所持者		
精神障害者保健福祉 手帳1級所持者		

出典：厚生労働省資料

萩市	「支援が必要な 可能性がある」 人数		成年後見制度 利用者数(A) (%)	地域福祉権利 擁護事業 利用者数 (B)	権利擁護支援 制度利用者数 (A)+(B) (%)
認知症高齢者数 (Ⅱa以上)	2,196	2,558	99 (3.9%)	109	208 (8.1%)
療育手帳A所持者	243				
精神障害者保健 福祉手帳1級 所持者	119				

出典：山口家庭裁判所資料

資料提供：高齢者支援課、福祉支援課、萩市社会福祉協議会

課題2 後見人等を支援する仕組みを強化する必要がある

本市においては、令和2年度に成年後見制度利用促進協議会を設置し、法律的・司法的・福祉的観点から、市長申立てのケースを検討し、今後想定される後見事務等について、チームに対する支援を行っています。

令和2年度に開催した協議会においては、特に課題がないように見えるケースであっても、委員がそれぞれの専門性を活かし、検討する中で、現在は疎遠となっている親族とどのように接点を設けるか、その親族との間で将来的に相続関係が発生した場合はどうしたらよいか、また、本人の債務整理が必要なケースでは、債務の詳細を明らかにすると同時に、本人が所有している資産の権利関係も把握する必要があり、債務整理後の本人の生活支援も中長期的に考えなくてはならない等の課題が出てきました。後見事務を継続的かつ円滑に行うには、多角的な視点での検討が必要であることが見えてきました。

また、本市における後見人等は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が多

く、親族は2割程度で、全国的にも同様の傾向となっています。

平成31年4月に最高裁判所は、「親族等の身近な支援者を後見人に選任することが望ましい」との考え方を示していますが、親族であれば、成年後見制度によらずとも一定の支援が可能であること、後見事務等には専門的知識が必要になること、親族も高齢化していること等から、親族による後見になかなかつながらないのが現状です。

しかしながら、支援が可能な間に、親族が成年後見制度の申立てを行い、当面は親族と専門職の後見人が一緒に支援することで、本人、親族の思いを引き継ぎ、「備える」ことも重要と思われれます。特に、障がい者の場合は、「親亡き後」の支援にもつながります。

萩市権利擁護支援センターが中核機関として、親族が後見人等を受任しやすい環境整備を進めるとともに、後見人等を支援する地域連携ネットワークの仕組みをさらに強化していく必要があります。

課題3 補助・保佐・任意後見制度利用を進める必要がある

本市の成年後見制度利用者は、令和3年6月27日時点で、後見78件、保佐19件、補助1件、任意後見1件となっており、保佐、補助、任意後見の利用は少ない状況です。

また、令和2年度に市長申立てを行った12件のうち11件が後見、1件が補助となっており、成年後見制度は、必要に迫られた時でないとは利用に結びついていないと考えられます。

後見は、後見人に包括的代理権が与えられるため、本人を保護する機能は強い反面、本人の行為能力が制限され、意思を反映させることが難しい面もあります。これに対し、補助・保佐、任意後見は、代理権の内容等について本人が決定することができるなど、本人の行為能力の制限を最小限にとどめ、意思を最大限尊重することが可能となります。

萩市権利擁護支援センターにおける相談実績では、令和元年度に比べて、令和2年度は、任意後見制度や任意代理契約の相談が増加しています。今後、補助・保佐や任意後見制度の普及啓発を行うとともに、補助人や保佐人が選任される前に候補者と事前面談（マッチング）を行う等、本人の意思決定を重視した支援を行い、本人がメリットを実感できるような制度運用を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

～ 一人ひとりの意思と権利が尊重され、
地域のつながり・ささえあいの中で自分らしく暮らせるまち ～

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人に対して、後見人等がその判断能力を補うことにより、本人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するということが成年後見制度の趣旨となっています。必要な人が必要なときに、適切に制度を利用することができ、人権や自発的意思の尊重、本人の能力や意思に応じたきめ細かな支援を行い、利用者本人がメリットを感じることができるよう、成年後見制度の運用をはじめとする権利擁護支援を推進します。

そのためには、後見人等や行政機関だけでなく、地域住民、地域の関係者、関係機関が権利擁護支援の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して取り組むことが求められます。

また、判断能力が不十分な状態で後見人等が選任されたとしても、できる限り地域社会に参画し、本人のこれまでの生活を尊重しながら、その人らしい生活が継続できるようにするためには、財産管理にとどまらず、生活の質の向上につながる福祉的な支援も重要となります。

既存の地域包括ケアの体制や取組を活かしつつ、萩市成年後見制度利用促進協議会を中心に、市や法律・司法・福祉の関係機関等で地域連携ネットワークを構築・強化し、権利擁護支援に取り組んでいくことで、すべての人が意思と権利を尊重され、自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

平成 27 年 9 月に、国連で採択された持続可能な開発のための「2030 アジェンダ^{*}」において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17 の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

これを受け、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」（平成 29 年 12 月閣議決定）を策定し、その中で「地方創生の一層の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」と示されています。

そのため、萩市成年後見制度利用促進基本計画では、SDGs を意識し、国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月）を踏まえ、取組を推進します。

■17 の持続可能な開発目標（SDGs）■



^{*}2030 アジェンダ：国際社会における持続可能な開発のための行動計画として、令和 12 年（2030 年）を期限とする包括的な目標とターゲット等からなる。

2 基本目標

本市基本計画では、本市における成年後見制度を取り巻く課題解決と基本方針の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 成年後見制度の利用促進と適正な運用

成年後見制度の広報・普及啓発に取り組み、権利擁護が必要な人を早期に発見し、地域の関係機関と連携による早期対応を目指します。必要な人が必要なときに成年後見制度の利用に結びつくよう、萩市権利擁護支援センターの広報・相談支援機能の強化を図ります。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

成年後見制度の利用促進に向けて、後見人等をはじめとした関係機関が継続的かつ安定的に本人の支援にあたることができるよう、後見人等を支援する仕組みづくりを推進し、本人が安心して利用できる制度運用を目指します。

基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

財産管理のみならず、身上保護を重視し、本人の意思を尊重した支援を行い、本人が制度利用のメリットを実感できるような制度運用を行います。

基本目標とSDGsとの関連

「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、本計画に掲げた施策と特に関連の深い以下の目標を意識し、取り組んでいきます。



基本方針

一人ひとりの意思と権利が尊重され、
地域のつながり・ささえあいの中で自分らしく暮らせるまち

基本目標

主な取組

1 成年後見制度の利用促進と 適正な運用

- (1) 制度周知のための広報・普及啓発の推進
- (2) 成年後見制度市長申立ての実施
- (3) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）からの移行支援

2 権利擁護支援の地域連携 ネットワークの強化

- (1) チームによる支援体制の構築
- (2) 地域連携ネットワークの強化
- (3) 親族後見人等が安心して受任できる仕組みづくり

3 利用者がメリットを実感 できる制度の運用

- (1) 選任段階におけるマッチング等の支援
- (2) 意思決定支援と身上保護を重視した後見事務の支援
- (3) 不正の未然防止

成年後見制度を取り巻く課題

- 課題1 成年後見制度を十分に活用できるようにする必要がある
- 課題2 成年後見人等を支援する仕組みを強化する必要がある
- 課題3 補助・保佐・任意後見制度利用を進める必要がある

第4章 基本目標実現に向けた具体的取組

1 成年後見制度の利用促進と適正な運用

【施策の方向性】

萩市権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の広報・普及啓発に取り組み、必要な人が必要なときに制度利用に結びつくよう、市民の意識醸成を図ります。

権利擁護の相談の中には、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族関係が希薄等の理由により、本人及び親族による申立てが見込めないことがあります。また、認知機能や身体機能の低下により、生活場所の転換や現在受けているサービスよりもさらに手厚いサービスが必要になる場合もあります。成年後見制度がスムーズに利用できるよう、関係機関と連携した早期支援を行い、本人の状況に応じて、必要な制度につなげる仕組みづくりを行います。

【主な取組】

(1) 制度周知のための広報・普及啓発の推進

市民が参加する地域の通いの場での出前講座や介護・福祉サービス事業所における職員研修など様々な機会を利用して、萩市権利擁護支援センターが権利擁護に関する相談窓口であることや成年後見制度に関する周知を行います。

成年後見制度に対する理解不足や不安が、制度利用を躊躇させることもあることから、市長申立てや後見人等に対する報酬助成についても、あわせて周知を行うとともに、本人が自己決定できるうちに、あるいは親族による申立てができるうちに、成年後見制度を検討し、利用に結びつくよう、正しい制度理解を進め、適切な制度運用を図ります。

また、人生の終焉やその備えを考えるきっかけとなる「終活」は、自身の希望を実現させるための有効な手段であり、何らかの支援が必要となった場合には、「本人の意思を尊重」した支援が可能となります。終活についても、積極的な情報発信に努めます。

(2) 成年後見制度市長申立ての実施

判断能力が不十分であるために、必要な医療・介護・福祉サービスの選択ができず利用にいたらない、消費者被害にあっているなど、本人が日常生活を送る上

で生じた課題に対応し、本人の権利や財産を守るためには、成年後見制度の利用が有効な場合があります。しかしながら、身寄りが無い、親族関係が希薄などにより、親族等による申立てができない場合もあり、その際には、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、市町村長が成年後見制度の審判申立てを行うことができるとされています。

成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減を図り、必要な人が必要なときに制度の利用ができ、後見人等による支援にスムーズにつながられるよう、適時適切な市長申立ての実施に取り組みます。

(3) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）からの移行支援

この事業は、日常生活上の判断が不十分な人が、福祉サービス利用や金銭管理の支援を受けることができるもので、萩市社会福祉協議会が実施しています。

萩市社会福祉協議会と萩市権利擁護支援センターで連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行や、補助・保佐から後見への移行を円滑に実施できる仕組みづくりを検討します。

【期待される効果】

- 本人が住んでいる地域の関係者や身近に関わる親族等が、権利擁護支援の必要性に気づくことができ、早期の相談、早期の支援につながりやすくなる。
- 市長申立ての実施により、本人の財産や権利を法的に守ることができる。
- 本人の状況を踏まえた権利擁護制度の利用について、関係機関と連携して、仕組みづくりを行うことで、より適切な支援を行うことができる。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

【施策の方向性】

萩市権利擁護支援センターが「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談対応」を行うとともに、成年後見制度利用促進の中核機関としてコーディネート機能を発揮し、専門職が個別の支援に参画する体制づくりに取り組みます。

また、萩市成年後見制度利用促進協議会を権利擁護における地域連携ネットワークの要として位置付け、多職種連携・協力体制の強化を図ります。

【主な取組】

(1) チームによる支援体制の構築

本人が安心して自立した生活を送るためには、チームが日常的に本人を見守り、本人の意思を確認・把握しながら、継続的に支援していくことが必要です。萩市権利擁護支援センターにおいてチームに対する相談支援を行うとともに、本人の状況に応じて、柔軟にチーム編成ができるよう、中核機関として臨機応変に関係機関との調整・連携を図ります。

(2) 地域連携ネットワークの強化

個別のケースについてチームで対応していくことに加え、法律・司法・福祉の専門職がチームに対し、専門的立場で助言・相談対応等を行うことで、本人や後見人等に対する支援の充実を図ることができます。専門職団体、福祉・医療の関係機関、消費生活センター、家庭裁判所などの多職種連携によるチームへの支援が効果的に行えるよう、地域連携ネットワークの機能強化を図ります。

萩市成年後見制度利用促進協議会については、萩市権利擁護支援センターが事務局機能・調整機能を担い、ケースの検討や本市における成年後見制度の利用促進に係る協議を通じて、多職種の連携強化や協力体制の強化に取り組みます。

また、成年後見制度の類型変更や後見人の交代・追加等が、必要に応じて円滑に行えるよう、萩市権利擁護支援センターと家庭裁判所で連携し、支援を行います。

(3) 親族後見人等が安心して受任できる仕組みづくり

弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職だけでなく、本人にとって身近な親族が後見人等となることが、本人の安心感につながることもあります。

一方で、後見人等には、制度に関する専門的知識や、多くの複雑な手続きが求められることもあります。

親族後見人等が安心して適切に後見等事務を担えるよう、萩市権利擁護支援センターでの相談対応に加え、家庭裁判所や萩市成年後見制度利用促進協議会の委員と協力し、裁判所への提出書類の作成方法など、後見に係る手続きをはじめとした後見事務マニュアルを作成し、親族後見人等への支援に取り組みます。

【期待される効果】

- 専門職による検討・助言の場があることで、個別のケースの支援の充実を図ることができる。
- 萩市成年後見制度利用促進協議会をとおして、多職種連携の協力体制を強化することができ、地域連携ネットワークの機能強化につながる。
- 萩市権利擁護支援センターが中核機関として、調整機能を発揮する。
- 本人、後見人等が安心して制度を利用することができる。

3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

【施策の方向性】

後見人等の選任において、本人の意思や意向が適切に反映されるよう、マッチングに関する体制づくりに取り組めます。

本人が信頼できる後見人等が適切に選任され、チームで支えることにより、不正の未然防止を図ります。

【主な取組】

(1) 選任段階におけるマッチング等の支援

成年後見制度の市長申立ての際には、後見人等の適任職種について、萩市成年後見制度利用促進協議会で検討を行っています。

本人と後見人等候補者の面談が可能な場合は、萩市権利擁護支援センターがその面談に立ち会うなど、家庭裁判所と連携を図り、本人の意思や意向に沿って後見人等が選任されるよう、マッチングの支援に取り組めます。

(2) 意思決定支援と身上保護を重視した後見等事務の支援

萩市権利擁護支援センターでは啓発の一環として、萩市版エンディングノート（きずなノート）の普及・啓発を行っており、自分の意思が尊重された、自分らしい生き方を決めることができる「終活」について、令和元年10月には「終活フォーラム」を開催しています。エンディングノートをはじめとした意思決定支援について、さらに周知していく必要があります。

また、国において令和2年に策定された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、本人の意思決定が重視されるべきであること、意思決定支

援のあり方などが示されています。これを踏まえ、本市の権利擁護支援の中核機関として、萩市権利擁護支援センターの職員も意思決定支援の場やこれに関する協議へ参加し、本人の意思を丁寧に聞き取り、これを尊重した身上保護が図られるよう、本人及び後見人等への支援の充実を図ります。

(3) 不正の未然防止

後見人等へ適切な成年後見制度の運用について周知を行い、制度に対する理解や不正防止の意識の向上を図るとともに、後見等業務が適切に行われていないおそれがある場合には、家庭裁判所とも連携し、萩市成年後見制度利用促進協議会において後見人等の交代や本人の支援の方向性について検討するなど、不正の未然防止に努めます。

【期待される効果】

- 本人の自己決定権を尊重した支援を行うことで、その人らしい生活を継続することができる。
- 本人が成年後見制度を利用するメリットを感じることができる。
- 本人の意思決定支援ができることで、補助、保佐、任意後見制度の利用促進につながる。
- 不正の発生を未然に防ぐことができる。

第5章 計画の点検・評価

本基本計画の進捗管理を行うとともに、その点検・評価を行い、改善を図ります。いわゆる PDCA サイクルは、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その結果を評価し（Check）、見直し・改善を図り（Act）、次の段階へつなげていくプロセスで、施策の質の維持・向上と継続的な業務改善を推進するものです。

本基本計画に記載した目標や取組の効果について、萩市地域包括支援センター、高齢福祉及び障がい福祉担当課等と連携して分析・検討を行い、萩市成年後見制度利用促進協議会において評価を行います。その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画内容の変更や見直しを行います。

主な用語解説

	用 語	解 説
あ 行	意思決定支援	<p>支援者らが本人の支援を行うにあたり、本人が物事を決定するために必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして本人の意思を尊重した自己決定を支えるための実践のこと。</p>
か 行	権利擁護支援	<p>虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済すること。</p> <p>また、必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり、本人が福祉サービス等を使う場合に相談や助言をすること。</p> <p>さらには、金銭管理、社会保険料や税金等の支払いの代行など、本人の権利行使を支援すること。</p>
	権利擁護支援 の地域連携 ネットワーク	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげ、本人らしい生活を継続できるようにするための地域連携の仕組みのこと。</p> <p>「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」から成り、権利擁護支援を行う3つの場面※に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能を担う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※権利擁護支援を行う3つの場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） ・成年後見制度の利用開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで） ・成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） </div>
	公正証書	<p>契約の成立や一定の事実等、一定の事項について、公証人が書証として作成し内容を証明する書類のこと。</p>

	用語	解説
さ 行	身上保護	<p>成年後見人の職務のひとつで、本人の生活や療養看護等、身上の保護に関する事務を行うこと。</p> <p>本人の介護や生活維持に関する事項、住居の確保や施設の入退所に関する事項への対応などがある。</p>
	セーフティネット	<p>「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。</p>
た 行	地域福祉権利擁護事業	<p>日常生活自立支援事業のこと。</p> <p>山口県では制度開始時の地域福祉権利擁護事業を事業名としている。</p> <p>判断能力が一定程度あるが十分でないことにより、福祉サービスが適切に利用できていない、日常生活に必要なお金の管理ができない人等を援助し、地域での暮らしを支援するサービスのこと。</p>
	地域包括支援センター	<p>地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくり等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。</p>
	チーム	<p>権利擁護支援チームのこと。権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのこと。</p>

	用語	解説																			
な 行	任意後見制度	<p>本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度のこと。</p> <p>公正証書により契約し、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、この時点から任意後見契約の効力が生じる。</p> <p>任意後見監督人選任の申立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者となっている。</p>																			
	任意代理契約	<p>財産管理等委任契約のこと。</p> <p>本人に十分な判断能力があるが、高齢、病気、障がい等により、外出や手続きが困難になった場合に、家族や信頼できる人に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務（預貯金の払戻し、戸籍謄抄本等の取得、介護サービス契約の締結等）について代理権を付与する契約。</p>																			
	認知症高齢者の日常生活自立度	<p>高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さは多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。</td> </tr> <tr> <td>II a</td> <td>家庭外で上記IIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>II b</td> <td>家庭外に加え家庭内でも上記IIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。</td> </tr> <tr> <td>III a</td> <td>日中を中心として上記IIIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>III b</td> <td>夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	判断基準	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さは多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	II b	家庭外に加え家庭内でも上記IIの状態が見られる。	III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	M
ランク	判断基準																				
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。																				
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さは多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。																				
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。																				
II b	家庭外に加え家庭内でも上記IIの状態が見られる。																				
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。																				
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。																				
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。																				
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。																				
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。																				

	用語	解説
は 行	包括的代理権	民法 859 条 1 項に「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」とあり、被後見人の全ての財産に関して後見人に代理権があること。
	法人後見	法人（社会福祉法人、社会福祉協議会、社団法人、NPO 法人等）が成年後見人等に選任された場合のこと。
	法定後見制度	<p>法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所によって、後見人等が選ばれる制度で、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3 つの類型がある。</p> <p>制度を利用するには、家庭裁判所に対して申立てが必要で、申立てができるのは、本人、配偶者、4 親等内の親族、市町村長など。</p>
ま 行	マッチング	成年後見制度では、親族や市長等が利用を申立て、家庭裁判所がそれぞれのケースに応じて後見人等を選任するが、家庭裁判所の選任前に本人と後見人等候補者の面談等を行い、制度を利用する本人にあった後見人等が選任されるよう働きかけること。

萩市成年後見制度利用促進基本計画

発行月 令和4年3月

発行 萩市権利擁護支援センター、萩市地域包括支援センター

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地

TEL 0838-26-4680 FAX 0838-24-5152